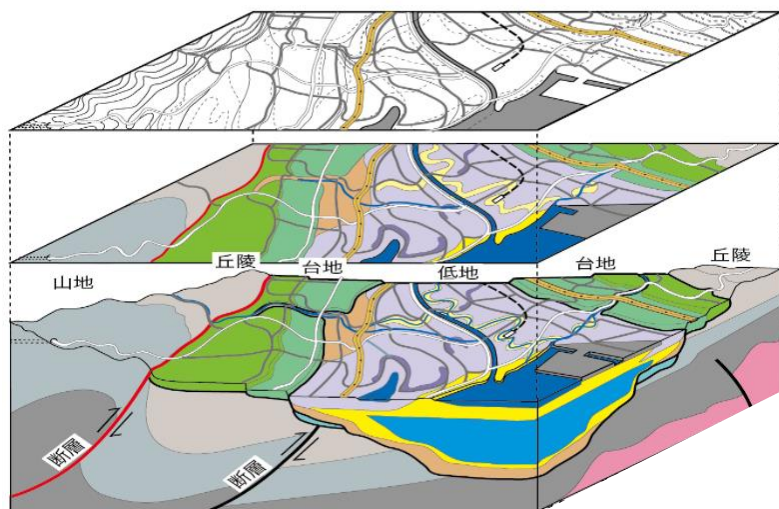


国民の安全・安心のため 地質地盤情報の活用と法整備を！

地質地盤情報の活用と 法整備を考える会

平成30年3月



3次元表示した地下の状態

ふだん、私たちは直接、地下を見ることはできませんが、地形や地質の調査、ボーリングデータなどの情報を合わせて三次元表示すると、地下の状態を可視化できます。

趣 旨

私たちの住む大地について、地下はどのようなになっているかを考えてみましょう。私たちの足下にある地面の下は直接見ることはできませんが、地下の地質地盤を知ることは大切です。

地質地盤情報は、防災、国土開発、環境保全、ライフライン整備、産業振興など安全・安心な社会を構築するために必須の情報です。地質地盤情報は**国土の基本情報**であり、**国民の共有財産**と言えます。

そのため、地質地盤情報を収集し活用できる仕組みを構築する必要があります。私たちはこれを地質地盤情報の「**電子図書館**」と呼んでいます。

地質地盤情報の活用を促進するためには、国として地質地盤情報の位置づけを明確に示した指針、つまり**法整備**が必要です。この法律のもとで、官民を問わずすべての地質地盤情報の収集と共有化を推進することが求められます。

私たち「考える会」は、これまで法整備の必要性を訴えてきました。今後も引き続き、**地質地盤情報活用推進基本法**（仮称）の制定を提案して参ります。

最新の動向

国土交通省の「地下空間の利活用に関する安全技術の確立に関する小委員会」の答申が、平成29年9月8日に出されました。

「今後、国は法制化も含めて具体的な措置を早急に講じるとともに、地方公共団体は言うに及ばず、ライフライン等の施設管理者及び地盤情報を有する民間事業者も含めて、本答申で示した方向性に沿って、地盤情報の収集・共有化を図り、必要な情報について広く公開することなどが急務である。」《答申から抜粋》

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/kanbo08_sg_000128.html

国土交通省では、社会基盤情報標準化委員会や地盤データ品質標準化小委員会などにおいて審議を行っています。また、全国地質調査業協会連合会は今春、「国土地盤情報センター」を設立し、プラットフォームの構築と運営に取り掛かるとのことです。

これらの活動が国土の地質地盤情報の整備・活用を促進し、地質地盤情報の「電子図書館」の構築に貢献することが期待されます。

「考える会」では、国土交通省などの動向も踏まえて活動して参ります。

地質地盤情報は国民の共有財産

地質地盤は自然の現象により形作られたもので、基本的に不変です。ボーリングデータなどの地質地盤情報は、地質地盤の構造、特徴を示す有効な情報であり、構造物の計画や設計、防災計画などに必須の情報です。

国民には、その生活の基盤となる地質地盤の構造や特徴を十分に知り、活用する権利があります。

このように地質地盤情報は、国民が安全・安心な生活を送るために必要な**国民の共有財産**です。

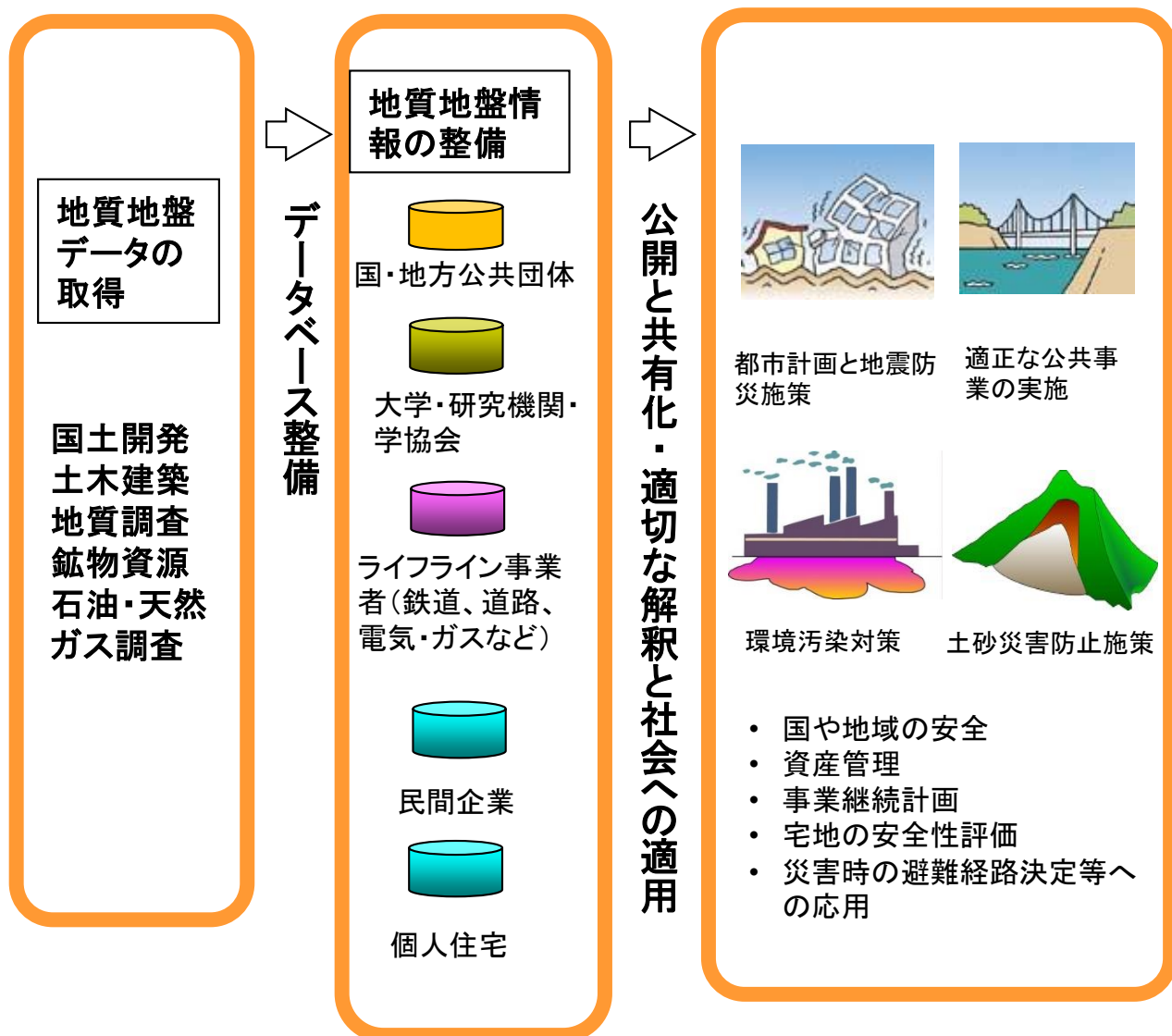
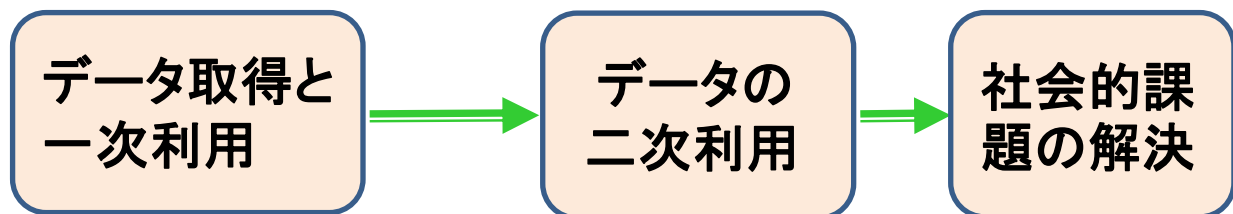
地質地盤情報の一次利用

ライフライン整備や構造物の設計・施工の際に膨大なデータが取得され、利用されています。これを地質地盤情報の一次利用と呼びます。

地質地盤情報の二次利用

一次利用されたボーリングデータなどの地質地盤情報は死蔵・廃棄されることが多いため、これらの情報を防災や都市整備に二次利用できる仕組みとして「**電子図書館**」を構築します。

二次利用とそれを促進する仕組み



【データ取得と一次利用】から【データの二次利用】に、そして【社会的課題の解決】に至る展開を示します。

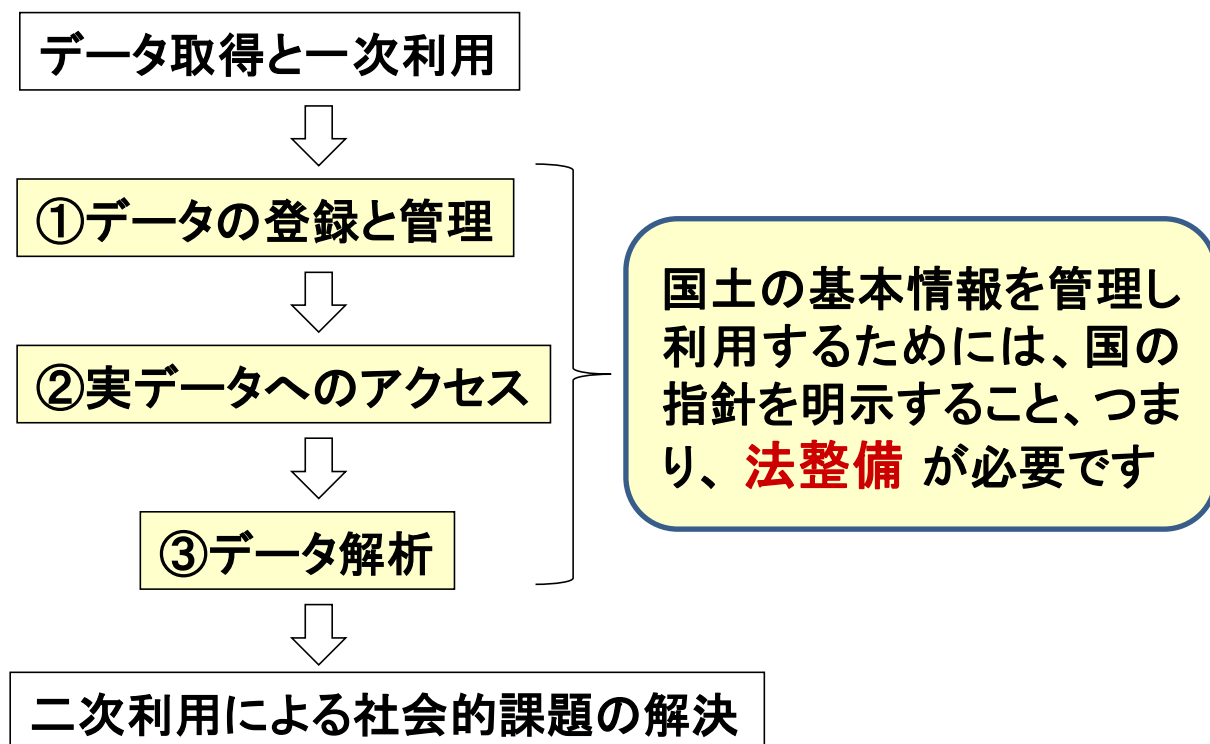
二次利用促進の方策—法整備

建設工事などでの取得したデータを一次利用した後、防災や環境保全などの別の目的に二次利用することは、社会の安全・安心に役立ちます。そのためには、

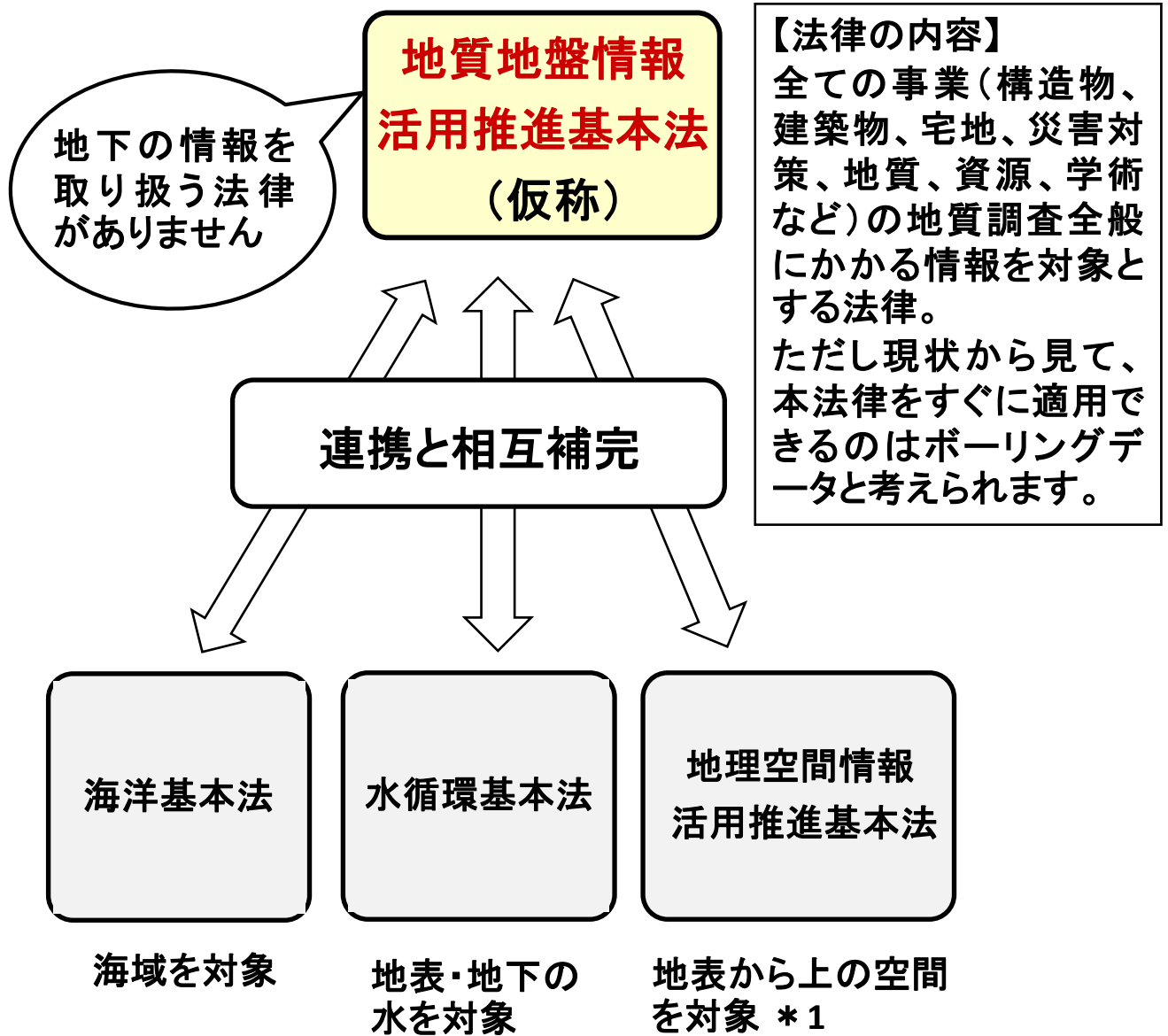
- ① データを登録・管理する仕組み
 - ② メタデータおよび実データにアクセスする仕組み
- が必要です。

このような仕組みができれば、データを活用した解析により、社会的問題を解決することができます。

たとえば、ハザードマップの精度向上、建築工事の安全評価、立地・宅地の地質地盤評価、防災リテラシーの向上などに役立ちます。また、データの取得と品質向上にも効果があります。



地質地盤情報活用基本法(仮称)の位置づけ



*1 法律の条文では、ある地点の地下から空間に至るすべての情報を対象とすると記述されていますが、実際の対象は地表より上の部分で、地下を対象としていません。

地質地盤情報の活用と法整備を考える会

平成28年4月30日設立

代 表:栗本史雄

副代表:平野 勇

幹 事:大井昌弘、大塚康範、北田奈緒子、桑原啓三
佐脇貴幸、藤堂博明、松浦一樹、三木 茂

会員:平成30年3月1日現在

組織会員:10機関

北海道立総合研究機構環境・地質研究本部地質研究所、日本地質学会、日本地震工学会、産業技術総合研究所地質調査総合センター、地盤工学会、地球惑星科学連合、地中熱利用促進協会、日本防災害対策協会、日本自然保護協会、海洋研究開発機構

個人会員:37名



URL:<https://www.geo-houseibi.jp>

メール:geo.houseibi@gmail.com

〒634-0137 奈良県高市郡明日香村真弓1505

Tel 090-3319-4367 (栗本)

<平成30年3月1日発行>